

第3回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成 21 年 6 月 1 日（月）18：30～20：40

場 所：小諸市役所 3 階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員 17 名（欠席 3 名）、アドバイザー 1 名、事務局 2 名

傍 聴：2 名

1 開 会

- ・今回は 2 人傍聴に来ていただいた。（座長）

2 議 題

（1）目的・位置づけ・基本理念・基本原則の検討について

- ・基本理念について、7 人の委員から意見をいただいた。資料の左側にいただいた意見、右側にそれを基に事務局で作成したたたき台を記載してある。基本理念は前文に入れることとし、大まかに条例の形で作成してある。基本原則については、人権の尊重は大切なことではあるが、全ての法律の上位概念である憲法に示された大原則のため、基本原則からは除いた。全体を検討する中で調整も必要となるが、記載する内容等ご検討いただきたい。（事務局）
- ・いただいた意見のキーワードになる部分を事務局で判断しアンダーラインを入れた。基本理念については、市民憲章の文章を引用し作成してある。（座長）
- ・前文に自治という言葉が出てくるが、どう定義するのか議論していない。協働も定義が明らかでない。その内容により変わる部分もある。3つの段落の形は崩さず「まちづくりの主体であることを自覚し、市民の提案や意見を大切にしたい住みやすい地域を市民、議会、市の執行機関が協働して創ることを自治の基本理念とし、小諸市の更なる発展のために小諸市自治基本条例を制定します。」としたらどうか。（委員）
- 後に用語の定義についても検討する。自治、協働、まちづくりといった言葉はまだ定義されていない。この基本理念を念頭に置きながら、定義については、宿題の形で事務局へ案を出していただきたい。（座長）
- ・前文はわりと自由に書ける楽しいところであるため、最後につくるとよい。ただ「生きがい、働きがい、住みがい」の3つを挙げながら、後段で「住みやすい地域を」として住んでいる人に限定している。この辺りのバランスを考える必要はある。（アドバイザー）
- ・市民憲章はいつできたものか。（委員）
- 昭和 49 年に制定した。（座長）
- 市民憲章は、制定以来こうしてきたというものだから、これからこうしていくという部分もあったらよいのではないか。（委員）
- ・始めの 4 行はこれだけのものが必要なのか。先人のたゆまぬ努力は大切だが今まで物を重視して心の豊かさが忘れられた面といったちょっと違った方向に行ったこともあった。（委員）
- ・市民憲章と自治基本条例とはどういう関係か。（委員）
- もともと同一発想でできたと思うが、市民憲章は法的な拘束力は全くなく、自治基本条例は法的拘束力を持たせようとするもの。（アドバイザー）

→今回の条例は、手続きもより具体的に定めるもので、市民憲章と対立するものでなく補完しあうものと考えればよいのではないか。(座長)

→それでよいと思う。(アドバイザー)

- ・次に条例の目的に入る。基本原則を定め、役割や責務を明らかにし、市政運営の基本的事項を定め、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の更なる発展をめざすということだがいかがか。(座長)

- ・自治の定義は、難しく考えず自分たちが自分たちのことをするという辞書に載っている内容でよいと思う。(委員)

- ・この文の流れからいくと、まちづくりを進めていくことにより自治が確立するという形となっている。(座長)

- ・協働という言葉は、はあまり馴染みがない。(委員)

→言葉は馴染み深いから使うものと使わないものがある。(アドバイザー)

→協働という新しい概念でこれから進めていくということならばよいのではないか。(委員)

→参考として、小諸市の行政経営方針の中には「市民の幸せ度の向上を図るため、地域の実情と市民ニーズを把握し、市民とともに智慧を出し、汗をかく市民協働の行政経営を進めます。」と記載している。(事務局)

→協働は、言葉としては新しいが、昔から行なってきたことなのだと思う。行政と市民のコラボレーションという意味ばかりにとられるが、地域のことは地域で行なっていくということで、自治に近いものなのだと思う。(事務局)

→辞書では、協同は「二人以上の人が力を合わせて仕事をする事」、協働は「一つの目的を達成するために、各部分やメンバーが補完・協力し合うこと」となっている。一つの目的を達成するため協力し合うという意味であれば「協働」を使ったほうがよい。(委員)

→小諸市独自の協働をみんなで考えてもよいのではないか。(委員)

→条文に入る用語の定義には、全ては無理でも具体的にイメージできるようなものを盛り込んだ方がよい。みんなが同じ認識で考えられるものにしたい。(委員)

→先へ行く前に基本的な定義は押さえておいたほうがいい。(座長)

→用語の定義は、事務局から出してもらい、それを基に検討したらどうか。(委員)

→別に用語解説を作るのも一つの方法だが、括弧書きで解説することもできる。広い意味で定義しておき、別に使う場合に括弧書きにする方法もよいのではないか。(委員)

→定義については、次回に事務局で考えてお示しする。(座長)

→市民会議の中で、自治は「自分たちのことは自分たちで処置すること」、協働は「異なる主体が地域課題や社会的な課題を解決するために、それぞれの特性を活かしながら、対等の立場で協力して共に働くこと」と確認している。今日議論いただく中では、これを前提にしていなければならないと思う。(事務局)

- ・協働という場合は、市民と市の執行機関という場合が多い。それを市民同士の協働まで踏み込むかどうかは、定義の仕方で変わってくる。定義は改めて検討するとして、目的については、基本原則、役割を明らかにし、基本的なことを定めるという考え方でよいか。(座長)

- ・「市民主体」という部分に「市民活動が盛んな」という具体的なものを入れた方がよいと思う。小諸らしい形で市民主体を表現したい。(委員)

→「市民活動が盛んな」を付け加えることとしたいがどうか。また、他の考え方についてはよいか。(座長)

→よい。(委員)

- ・定義がはっきりしたところでまた整理したい。続いて位置づけについてはいかがか。(座長)
- ・「自治及び市政」という言葉は、自治の中に市政が含まれるとすれば変わってくる。(委員)
- ・目的の部分で「市民活動が盛んな」が加わり、行政の活動だけでなく市民の活動も支援していくのであれば、このたたき台は市政に関する最高規範という表現になっているため、調整を図る必要がでてくる。(アドバイザー)

→第2項の「小諸市の他の条例」の前に、市民活動に関することを入れる必要があるというとか。(座長)

→目的のところでも少し内容が広がった感じがする。市民活動を奨励するような制度を考えるのであれば必要になってくる。(アドバイザー)

→「自治及び市政に関する最高規範であり、誠実にこれを遵守するものとする」の中では不十分ということか。(座長)

→自治の中に市民活動も含めるのであればこのままでよい。(アドバイザー)

- ・位置づけの中で、市民活動を活発にということも入れるという話をいただいたが、定義に関わることなので次に進みたい。事務局案で基本原則は、市民主体、参加と協働、情報共有の3つにしたいということだがいかがか。(座長)

→市民会議でもこの3つについては、多くの意見が出ていたので外せないと思う。(委員)

- ・参加と協働は重なっていないか。(委員)
- ・協働の中に参加も入ることになれば、そうなる。(座長)
- ・この3つでよいと思うが「互いを尊重し」とはどういうことか。人格、人権を尊重ということか。また、参加については「市民の自主的な参加を保障する」ということも必要なのではないか。情報共有については、情報公開に努め、情報を共有してまちづくりを進めるという流れにしたらどうか。(委員)

→「互いを尊重し」という表現が曖昧ではというご意見をいただいたがどうか。(座長)

→基本原則ということではよいと思うが、他の部分で出てくるときはどうかと思う。(委員)

→よいと思う。(委員)

→互いの何を尊重するかということだと思う。具体的に書かずに意味まで含めて今のままの表現にすることでもよい。(委員)

→ここで言う「互いに」というのは、市民同士ということも含む。(座長)

→行政と市民についても、分かるように書くべきではないか(委員)。

→案を作るときに人権の尊重を原則に入れなかったが、その思いは入れたいと考えて「互いを尊重し」と入れた。(事務局)

→私は、人権尊重と言うよりも今の表現でよいと思う。(委員)

→互いはどこを指すかということになれば、この中では市民一人ひとりということになるのではないか。(委員)

→市民の定義にもよるが、あまり具体的に書かないほうがよい。(委員)

→市民主体の原則はこのままでよいか。(座長)

→よい（委員）。

- ・参加と協働の原則についてはいかがか。（座長）
- ・協働を強める意味でも参加を入れたほうがよいと思う。（委員）

→参加と協働が対等になっているが、積極的に参加し、協働によりまちづくりを進めるということならばよい。（委員）

- ・市民の参加がなくまちづくりが進められていることがある。市民の参加はしっかり保障したほうがよいのではないか。（委員）

→参加と協働の原則として、市民の参加を保障し、協働によりまちづくりを進めるということでよいか。（座長）

→保障とは何か。（委員）

→参加の機会を設けるということ。（委員）

→市が保障するより市民が保障されるという表現のほうがよい気がする。（委員）

→参加の保障については、後で検討する市民の権利の部分で「参加する権利を有します」として担保している。（事務局）

- ・これまでの流れから参加と協働という表現がよい。（委員）

→私はこのままでよいと思う。（委員）

- ・「積極的に参加し、協働によりまちづくりを進めます。」という表現でよいか。（座長）

- ・協働とは、市のまちづくりへ市民が参加することを指すのか。（委員）

→協働の担い手は、市、市民、議会もみな対等であり、市が行うものに市民が参加するという意味だけではない。（事務局）

→事業所はどうなるのか。（委員）

→市民の定義がそうした団体も含むということになれば事業所も入る。（事務局）

- ・広い意味で協働を捉えるということではよいか。（座長）

→他市の事例では、参加の機会を与えるという意味で使われているが、小諸市の場合は、みんなが対等という別の意味であるのでよいと思う。（委員）

→これから検討する中で、NPO や区も出てくる。今は広く捉えておかないといけない。（委員）

→広い意味で参加と協働を使うということでよいか。（座長）

→よい。（委員）

（２）市民の定義・権利・責務・役割の検討について

- ・市民の定義の範囲は、ポイントとして、アからカの６つくらいが考えられる。権利は、地方自治法に役務の提供を等しく受ける権利、選挙に参与する権利の２つが規定されていたため、事務局案は、参加する権利と知る権利とした。責務・役割としては、自治の主体であることの認識、自覚と、自治の主体として行動、努力することとして、住みやすい地域社会の実現への努力と発言と行動に責任を持つことを挙げた。これらは市民会議の意見、委員の意見を入れてまとめている。順番に意見をいただきたい。（座長）

- ・市民の定義をこうして謳ったときに何か不都合なことはないか。（委員）

→住民投票の権利を有するものや自治会、区に関わる事項については、市民の定義によって対象が変わってくるため調整が必要となる。（アドバイザー）

- ・責務・役割のところで、「住みやすい」という表現は、前文と同じで住んでいる人だけではないとすると変わってくるのではないか。(委員)
- ・グリーンツーリズムで小諸を訪れる人もまちづくりに関わると思うが、この場合は市民のどこに該当してくるのか。(委員)
- 活動する人に入ることになる。(座長)
- ・市民会議では、区のところで区費や加入などについて苦労していた。責務・役割の中に、「区等の必要な費用は負担するものとする」ということも入れておいたらどうか。(委員)
- 「市並びに自治会等と協働して地域社会の発展に努める」という意見を受け「互いに住みやすい地域社会を実現するよう努める」としてあるが、それでは弱いかな。(座長)
- それだと表現されていない。市民会議でよく出ていた部分である。(委員)
- これから先のコミュニティのところで議論していただくことになっている。(事務局)
- ・市民については、広い意味の市民を一般的にしておき、特別な場合は書く条文で括弧書きにしたほうが分かりやすいのではないかな。(委員)
- ・参画と参加はどういう意味で捉えているのか。(委員)
- 同じ意味で捉えている。(事務局)
- 参画のほうが自分から関わっていくようなイメージがある。(委員)
- 男女共同参画も、以前の参加から参画になってきた。(委員)
- 傍聴でも参加になるので参画のほうがよいと思う。(委員)
- 一般的に条例の中ではまだ参画という言葉は使われていない。(事務局)
- そういうことでなく、小諸は参画を定義すればよいのではないかな。(委員)
- ・市民は広く押さえることとし、今後の検討を見ながら調整していきたい。次回は用語の定義を整理して出したい。市民以外の各主体の権利、責務、役割についても議論したいがよろしいかな。(座長)
- よい。(委員)
- ・第4回の未完成資料について、本日お出ししてある。前回の宿題と一緒に出していただいた方もいるが、追加で6月15日までに出していただきたい。ここに付け加え次回の検討資料とする。(事務局)
- ・意見を6月15日までにいただき、それをまとめて資料としてお届けする。(座長)

(3) その他

第4回ワーキンググループ開催予定

- ・次回は7月6日の午後6時30分からこの会場で開催する。(座長)

以 上